○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大分市金池町五丁目三一九九番二から同市大字大分字上井東四三〇一番一まで	前	BA 一二・〇〇～三〇・〇〇メートル	○〇・六五九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一二・〇〇～三〇・〇〇 三四・〇〇～一二七・〇〇	○〇・六五九 ○・五八五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大村市久原二丁目一一三八番一から同市久原二丁目一五〇六番二まで	前	三一・五〇～七一・〇〇メートル	○〇・七五五キロメートル
	後	三一・五〇～六八・八〇	○〇・七五五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	大村市久原二丁目一一三八番一から同市久原二丁目一二〇一番九五まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十四日

○九州地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び五十七号	大分市錦町三丁目三三八九番六から同市大字大分字上井東四三一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十五日

国会事項

衆議院

議員辞職

一月十一日議長は、愛知県第六区選出議員石田芳弘の辞職を許可した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　海江田万里
経済産業大臣大畠章宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　野田　佳彦
内閣府特命担当大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（「新しい公共」担当）事務代理を免ずる
　中村　祐輔
内閣官房医療イノベーション推進室長に任命する
　岡野　光夫
　田中　耕一
内閣官房医療イノベーション推進室長代行に任命する（各通）
　小川　修　門脇　孝　澤　芳樹
　妙中　義之　髙橋　俊雄　土屋　裕
　藤原　康弘
内閣官房医療イノベーション推進室次長に任命する（各通）
　（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　立岡　恒良
内閣官房医療イノベーション推進室次長を命ずる
　平川　則男　古橋　浩史
内閣官房社会保障改革担当室参事官に任命する（各通）
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　松尾　剛彦
内閣官房医療イノベーション推進室参事官を命ずる（以上一月七日）
　国務大臣　野田　佳彦
内閣府特命担当大臣自見庄三郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（一月九日）
○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　仙谷　由人
外務大臣前原誠司帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○防衛大臣臨時代理
　同　仙谷　由人
防衛大臣北澤俊美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上一月十日）
　（東京高等検察庁検事（併）法務省大臣官房司法法制部付）
　検事　中川　深雪
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
　（農林水産省経営局金融調整課長）農林水産事務官　村井　正親
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房行政改革推進室参事官を命ずる
　（総務省大臣官房付）総務事務官　岡本　誠司
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房社会保障改革担当室参事官を命ずる
　（東京高等検察庁検事（併）法務省大臣官房司法法制部付）
　検事　関　一穂
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
　（農林水産省経営局金融調整課長）農林水産事務官　青山　豊久
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる（以上一月十一日）